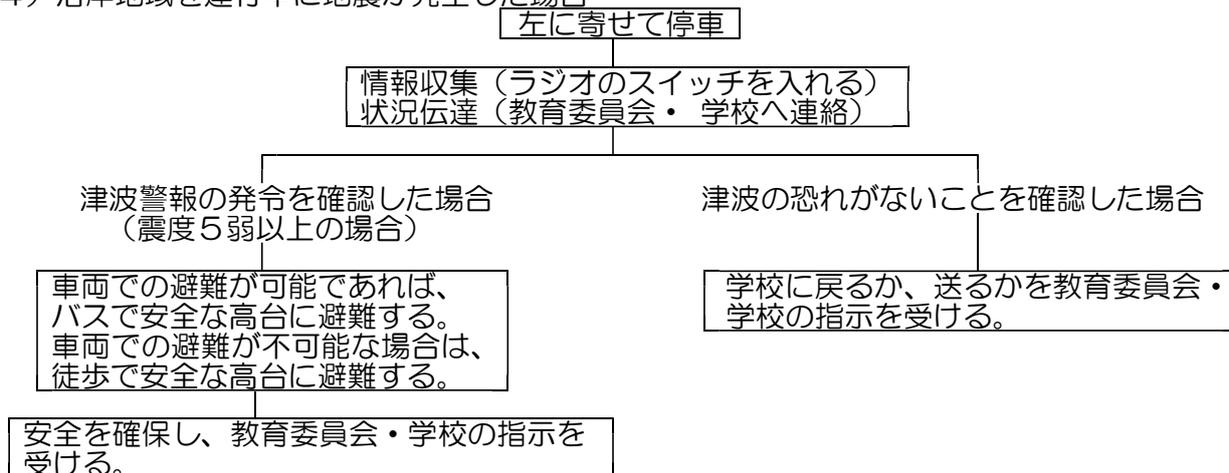


# スクールバス運行に係る災害等発生時の対応について

富津市教育委員会

## 1 地震・津波に関する警報・注意報への対応について

- (1) 震度4相当の地震が発生した場合  
教育委員会・学校・バス会社が情報交換を行い、安全に留意し運行する。
- (2) 震度5弱以上の地震が発生した場合  
原則、運行中止とする。  
※教育委員会と学校で協議し、対応を決定する。
- (3) 津波に関する警報・注意報が発令された場合  
路線によっては運行中止とする。  
※教育委員会と学校で協議し、安全が確認されたら運行する。
- (4) 沿岸地域を運行中に地震が発生した場合



## 2 その他の警報・注意報（大雨・洪水・大雪・暴風等、河川氾濫・土砂災害警戒情報を含む）への対応について

- (1) 警報発表の場合  
原則、運行中止とする。  
※教育委員会と学校で協議し、対応を決定する。
- (2) 注意報発表（河川氾濫・土砂災害警戒情報を含む）の場合  
※教育委員会と学校で協議し、対応を決定する。

## 3 スクールバス乗車中（登下校中）に交通事故が発生した場合について

- (1) 運転手は、児童生徒に怪我がないか確認し、緊急の場合は救急車を要請する。
- (2) 運転手は、状況を学校へ連絡し、学校は各家庭へ連絡する。
- (3) 運転手は、警察に連絡し、現場検証を依頼する。
- (4) 運転手は、会社へ報告し、会社は教育委員会、学校へ報告をする。
- (5) 事故が発生した場合、会社は迅速に代車を用意し、児童生徒の登下校に支障のないように努める。
- (6) 他者等の事故で運行が出来ない場合、運転手は学校へ連絡する。

### 別表

